

自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

